

要支援家庭の早期発見

岡見初音

◎民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、民生委員法により、厚生労働大臣から委嘱され、区民の皆さんの暮らしを支援する活動をしています。また、児童福祉法による児童委員も兼ね、児童福祉に関する相談にも応じており、更に、子どもに関する支援を専門に行う主任児童委員が設置されています。守秘義務があります。

中野区には309人（定数）の民生委員・児童委員がおり、それぞれ担当地区を持っています。「中野区民生児童委員協議会」を組織し、14地区に分かれ、各地区2名の主任児童委員と共に活動しています。

◎中野区民生児童委員協議会

- ・主任児童委員部会・子育て支援部会・児童福祉部会
- ・四者協委員会（児童委員、児童相談所、学校および子ども家庭支援センター等関係機関による地区連絡協議会）
- ・相談会
 - 5月 区役所ロビーパネル展示 5日間
 - 10月 四季の森公園にぎわいフェスタ 2日間
- ・各地区の活動
 - 児童館、保、幼、小、中学校の訪問
 - 児童館、子育てひろば、まちなかサロン、地区委員会等の事業に参加
 - 新1年生下校時の見守り、授業の見守り

○会議への出席

- ・要保護児童対策協議会〔代表者会〕
 - 地区別要保護児童サポート会議〔すこやか4地区〕
 - 個別ケース検討会議
- ・放課後子ども教室推進事業運営会議

- ・子ども子育て会議
- ・各地区では
児童館、キッズプラザの運営会議 地区懇談会
小、中、高の学校評議員 保育園の第三者委員

◎要支援家庭の早期発見

中野区子ども家庭支援センター相談実績によると、児童委員の虐待通告は28年度4件、29年度2件です。虐待通告が、要支援家庭の早期発見につながるとは一概には言えませんが、児童委員の早期発見に関わる機会が少ないのではないかと思います。

2件の事例は児童委員に連絡があってから、自宅確認と遠くからの見守りです。児童委員は、直接の自宅訪問や、声かけはできません。許可が必要です。情報収集は慎重に行わなければいけません。急を要することもあります。乳幼児期からの関りがあればもっと違った対応が取れたかもしれません。

他区市町村では、児童委員が赤ちゃん訪問や、乳幼児健診への協力等を通して、課題を抱える親子の早期把握につなげるなど、効果をあげているところもありますが、中野区では実施されておられません。

児童館・子育てひろば等の支援をすることで、要支援家庭に気づくこともありますが居場所に出て来ない、来られない親子のことはいつも気になっています。

中野区で行っている「こんにちは赤ちゃん訪問」等に、担当地区の児童委員が同席するのはむずかしいでしょうか。顔見知りになっておけば、何もなくても日常声かけする機会ができます。少しは早期発見のお役に立つのではないかと考えております。

民生・児童委員

地域の子どもや子育てに関する相談窓口です。

すべての民生委員は児童委員を兼ねています。

主任児童委員

民生委員・児童委員の中から指名され、児童福祉に関する活動を専門的に担当します。

民生・児童委員と主任児童委員は、ともに連携・協力して子どもや子育て家庭に対する支援を行います。

◇児童手当や母子福祉資金などの制度の利用をお手伝いします。

◇地域の関係機関・団体や地域住民と連携し、子どもと子育て家庭を支援する取り組みを行います。



誰に相談すればいいの？

民生・児童委員、主任児童委員は担当する地域が決まっています。

担当の委員については、次のいずれかへお問い合わせください。

地域支えあい活動支援担当/中野区役所5階

中野区中野4-8-1
TEL (3228)5582 fax (3228)5620

中部すこやか福祉センター

中野区中央3-19-1
TEL (3367)7792 fax (3367)7789

北部すこやか福祉センター

中野区江古田4-31-10
TEL (3389)4322 fax (3389)4339

南部すこやか福祉センター

中野区弥生町5-11-26
TEL (3382)1750 fax (3382)1766

鷺宮すこやか福祉センター

中野区若宮3-58-10
TEL (3337)8450 fax (3330)1340

民生・児童委員、主任児童委員は
子どもと子育て家庭の
身近な相談相手です

ひとりで悩まないで

- ◇妊娠、出産について心配なこと
- ◇子どもの成長についての悩み
- ◇子育てやしつけについての悩み
- ◇子どもの生活状況についての悩み

...



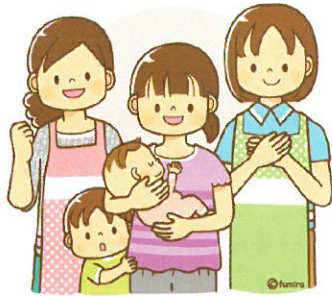
中野区民生児童委員協議会
中野区



民生・児童委員、主任児童委員の活動



児童相談所や子ども家庭支援センター、すこやか福祉センターと連携しながら、子育てに不安のある家庭の支援を行います。



地域で子育てがしやすくするための活動や、子どもと子育て家庭へ安全で安心な環境を提供できるような働きかけをします。



地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、妊娠中の心配事や子育ての不安などについて相談・支援をします。

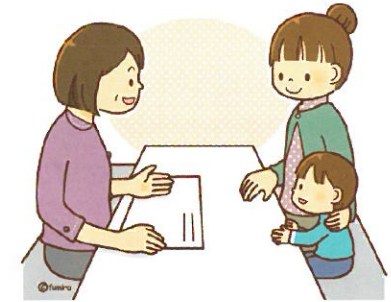


民生・児童委員、主任児童委員は、活動で得た個人の情報を守る「守秘義務」があります。



秘密は
守ります

福祉制度や子育て支援サービスの紹介をし、必要なサービスが受けられるよう関係機関とのつなぎ役になります。



地域の子育てサロンや児童館、すこやか福祉センターで実施している子育て事業に参加し、子育て応援団として子どもや保護者の皆さんとふれあっています。

